

真庭市立美川小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

いじめに関する現状と課題

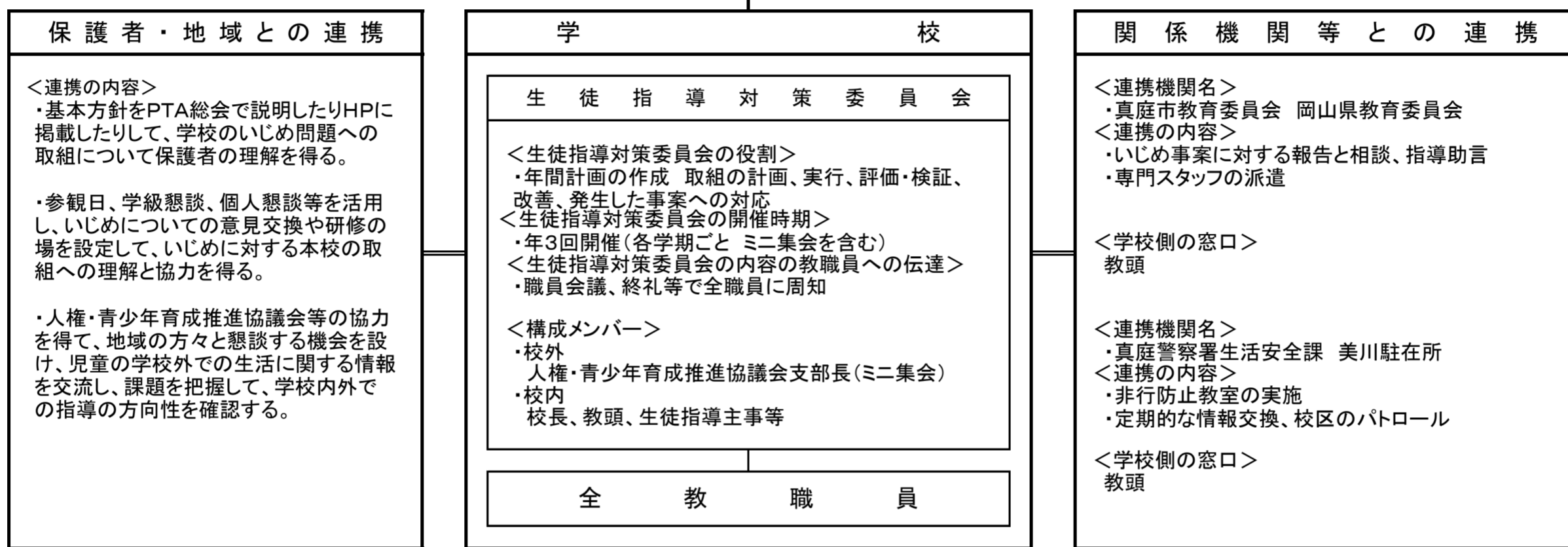
本校では昨年度1件のいじめを認知した。早期に指導し、この案件は年度内に解決している。担任や管理職、生徒指導主事を中心に双方の話をよく聞き、保護者連絡も含め迅速な対応を心がけている。また、日頃より全職員で子どもたちの様子を話題にし、情報交換を行っている。児童アンケート(年3回)やそれをもとに行う担任による教育相談(年3回)、保護者との教育相談(随時)などの機会も設けて、実態把握にも努めている。また、児童相互の言葉遣いや休み時間の様子など、細かいところにも着目して指導を行い、児童間での問題を未然に防ぐよう心がけている。得られた情報をもとに、いじめやいじめにつながる可能性がある事例が認知された場合は、「いじめ対策委員会」を開き、対応を協議している。さらに、SCやSSWとも連携し、多方面からの状況把握や対応を行っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめはどの学校、どの学級にも起こりうる」との認識のもと、すべての児童を対象とした未然防止の観点が必要である。児童をいじめに向かわせることなく、心が通い合う人間関係の中で、いじめを生じさせない学校風土や学級風土を作り出すために、児童理解を基盤として以下の重点的内容を学校全体で推進する。

<重点となる取組>

- ・児童一人一人の規範意識を高めるため、学習規律、学校生活におけるルールやきまり等の見直しを行い、すべての児童が安心して、自己肯定感や自己有用感を高めることができる学校生活をめざす。
- ・人権教育や道徳教育、特別活動の中で児童の人権意識をいっそう高め、「いじめは決して許されない」「いじめを見過ごさない」ことへの自覚を育てる。
- ・地域・家庭と一体となって取組を推進できるよう、いじめ問題に取り組む重要性について普及啓発に努める。



学 校 が 実 施 す る 取 組

| | |
|--------------|--|
| ① いじめの防止 | <p>(校内研修の確立と児童への指導徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相互が違いを認めながら学び合い、円滑にコミュニケーションできる授業のあり方を追究する。 ・人権教育や道徳教育の一層の充実や読書活動、体験活動を推進し、児童の社会性を育む活動に取り組む。 <p>(児童・保護者を含めた活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童会活動や集会活動の活用によって、いじめ問題について児童が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴える機会を設ける。 ・いじめに対する誤った考えを正していくため、人権参観日等を利用して保護者も含めた学習の場を持つ。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートや日記指導、日常的な児童の観察などによって、学級に対する児童一人一人の思いや感情を理解しながら、安心して過ごせる学校・学級づくりを行う。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報機器(PC・スマートフォン等)の利便性ととも、正しい知識や利用方法を身に付けるための情報モラルに関する授業を年間1時間以上行う。 |
| ② 早期発見 | <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級の実態を把握するためのアンケートを6月と10月と2月の3回実施し、学級における児童の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(日々の指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休み時間や放課後における児童の様子、日記やノートの点検を通して、児童の交友関係や悩みを把握し、個別指導や学級指導に生かしていく。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の様子の変化、気になることなど、終礼や職員会議等で報告し、全職員が全児童を担任しているという意識のもとで情報共有に努める。 |
| ③ いじめへの対処 | <p>(いじめの有無の確認と速やかな報告の徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任、現状目撃者等の情報受信→担任等→教頭・教務→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。 <p>(組織的対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童からいじめの通報を受けた場合、通報してきた児童の学年担任が聞き取りを行い、管理職に連絡、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催して、その後の対応を協議する。 ・保護者や地域住民からいじめの通報があった場合、通報を受けたものは直ちに管理職に報告、「いじめ対策委員会」において対応を協議する。 <p>(いじめを受けた児童や保護者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童へは、「学校が守っていく」ことをはっきりと伝え、自尊感情を傷つけることのないよう配慮しながら、安心した学校生活が送れるように支援する。 ・いじめられた児童の保護者には、「いじめ対策委員会」で今後の指導の手立てを検討した上で、家庭訪問によって速やかに事実を伝え、徹底して児童を守る手立てを伝える。 <p>(いじめた児童への指導や保護者への助言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童の指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように努める。 ・いじめた児童の抱える問題など、いじめの背景に目を向け、児童の健全な人格の発達に配慮する。 ・いじめた児童の保護者には、「いじめ対策委員会」で今後の指導の手立てを検討し、事実を迅速に連絡して、保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。 <p>(解消の判断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面的には解消したように見えても、見えない部分で継続している可能性もある。少なくとも3か月間は経過を観察し、本人や保護者からも聞き取りを行い、解消の判断をしていく。 |